



住民課からマイナンバーカードのおしらせ

◎マイナンバーカード（個人番号カード）の申請書が再送されます

マイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、カードの申請に必要なQRコード付き交付申請書が1月から3月の間に再送されます。（75歳以上の方については別途、医療保険者から郵送されます）
顔写真付きマイナンバーカードの申請にお使いください。

◎カードを作りたいけど、どうしたらいいの？

カードの申請をお手伝いします

持参するもの 交付申請書、本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)

受付場所 本庁住民課

中山支所総合窓口室 ☎0858-58-6111

大山支所総合窓口室 ☎0859-53-3311

(支所での申請補助には予約が必要です。事前にご連絡ください。)

2月のマイナンバーカード休日臨時窓口

平日時間内での来庁が困難な方はご利用ください。

【日時】 2月14日（日） 午前9時～正午

【場所】 本庁住民課

【内容】 ①カード交付 事前予約が必要です。10日（水）までに住民課へご連絡ください。

②カード申請補助 予約は不要です。（交付申請書、本人確認ができるものをお持ちください）

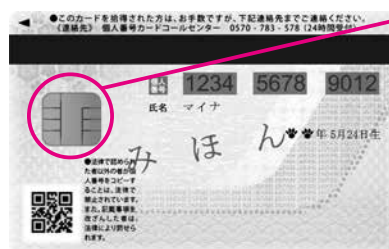
③その他 電子証明書の更新、パスワード変更など事前にご相談ください。

◎マイナンバーカードを取得したら……

電子証明書を活用しよう



〈表面〉



〈裏面〉

マイナンバーカードのICチップには2種類の電子証明書を付けることができます。電子証明書は、スマートフォンやPCでのオンライン手続きに使われます。

署名用電子証明書

インターネットで電子文書を作るのに使います。文書が、間違いなく利用者が作り、送信したものであると証明してくれます。

e-Tax での確定申告
などに使われるよ



マイナンバー

利用者証明用電子証明書

インターネットを利用する際、利用者が間違いなく本人であることを証明してくれます。

健康保険証としての利用
登録やマイナポイントの
申し込みに使うよ

問 住民課 ☎0859-54-5210